一般社団法人佐賀県鍼灸マッサージ師会定款

一般社団法人佐賀県鍼灸マッサージ師会定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、一般社団法人佐賀県鍼灸マッサージ師会と称する。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を佐賀県佐賀市に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、はり、きゆう、あん摩マッサージ指圧（以下「鍼灸マッサージ」という。）の普及振興及び学術的研究に関する事業を行い、もって、社会福祉の増進と公衆衛生の向上に寄与するとともに、会員の資質の向上と社会的地位の向上を図ることを目的とする。

（事業）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)鍼灸マッサージの普及振興に関する事業

(2)鍼灸マッサージの学術的研究に関する事業

(3)会員の資質の向上に関する事業

(4)会員の経営指導と相互扶助に関する事業

(5)関係官庁及び関係団体との連絡及び協力

(6)その他、この法人の目的達成に必要な事業

第３章　会員

（法人の構成員）

第５条　この法人は、この法人の事業に賛同する個人であって、次条の規定によりこの法人の会員となった次の者をもって構成する。

(1)あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）に基づく免許を有するあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師（以下「鍼灸マッサージ師」という。）で、かつ、佐賀県内に住所を有する者

(2)鍼灸マッサージ師で、かつ、佐賀県内に施術所を有する者又は佐賀県内の施術所等に勤務する者

2　前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「法人法」という。）上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第６条　この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第７条　この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2　この法人の事業活動に特に生じる費用に充てるため、総会において別に定める額の特別負担金等の支払いを会員に求めることができる。

（任意退会）

第８条　会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第９条　会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2　前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名しようとする会員にあらかじめその旨を通知するとともに、総会において弁明の機会を与えなければならない。

（会員資格の喪失）

第 10 条　前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第 7 条の支払義務を 1 年以上履行しなかったとき。

(2) 総会員が同意したとき。

(3) 当該会員が、第 5 条第 1 項の要件を喪失し、若しくは死亡したとき。

第4章　総会

（構成）

第11条　総会は、全ての会員をもって構成する。

2　総会をもって法人法上の社員総会とする。

（権限）

第12条　総会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額並びに報酬等の支給の基準

(3) 入会金、会費及び特別負担金等の額

(4) 会員の除名

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(6) 定款の変更

(7) 解散及び残余財産の処分

(8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第13条　総会は、定時総会として毎年度事業年度終了後2箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第14条　総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2　総会員の5分の1以上の会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

（議長）

第15条　総会の議長は、当該総会において会員の中から選出する。

（議決権）

第16条　総会における議決権は、会員1人につき1個とする。

（決議）

第17条　総会の決議は、総会員の過半数が出席し、出席した当該会員の過半数をもって行う。

2　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の3分の2以上に当たる多数をもって行

う。
(1) 会員の除名
(2) 監事の解任
(3) 定款の変更
(4) 解散
(5) その他法令で定められた事項
3　理事及び監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。この場合において、理事及び監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議事録）
第18条　総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
2　議長は、前項の議事録に記名押印する。

第5章　役員

（役員の設置）
第19条　この法人に、次の役員を置く。
(1) 理事　8人以上9人以内
(2) 監事　2人
2　理事のうち1人を会長とする。
3　会長をもって法人法上の代表理事とし、会長以外の理事をもって法人法上の業務執行理事とする。

（役員の選任）
第20条　理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
2　会長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（役員の制限）
第21条　各理事について、当該理事及び当該理事の配偶者又は3親等内の親族その他の当該理事と法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）第2条の2第1項で規定する特殊の関係のある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
2　監事について、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。

（理事の職務及び権限）

第 22 条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2　会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3　会長及び業務執行理事は、3 箇月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第 23 条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第 24 条　理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2　監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3　補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4　理事及び監事は、任期の満了又は辞任したことにより第 19 条に定める定数を欠くこととなるときは、任期の満了又は辞任したことにより退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事及び監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第 25 条　理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

（役員の報酬等）

第26条　理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（損害賠償責任の免除）

第27条　この法人は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理

事会の決議によって免除することができる。

第6章　理事会

（構成）

第28条　この法人に理事会を置く。

2　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第29条　理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長及び業務執行理事の選定及び解職

（招集）

第30条　理事会は、会長が招集する。

2　会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）

第31条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2　前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第32条　理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2　出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

（委員会）

第33条　この法人に、任意の機関として、委員会を置くことができる。

2　委員会の委員は、理事会で選任又は解任する。

3　委員会は、理事会から諮問された事項について調査、検討等を行う。

4　委員会は、法令及びこの定款の定める理事、理事会及び監事の権限を代理することはできない。

5　委員会に関する細則は、理事会において定める。

（顧問及び相談役）

第34条　この法人に、任意の機関として、顧問及び相談役を置くことができる。

2　顧問及び相談役は、理事会で選任又は解任する。

3　顧問及び相談役は、次の職務を行う。

(1)会長の相談に応じること。

(2)理事会から諮問された事項について、参考意見を述べること。

4　顧問及び相談役は、法令及びこの定款の定める理事、理事会及び監事の権限を代理することはできない。

5　顧問及び相談役に関する細則は、理事会において定める。

第7章　資産及び会計

（事業年度）

第35条　この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第36条　この法人の事業計画書、収支予算書及び資金調達並びに設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第37条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2　前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3　第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告
(2) 理事及び監事の名簿
(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金の分配)
第38条　この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章　定款の変更及び解散

(定款の変更)
第39条　この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)
第40条　この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産)
第41条　この法人が清算をする場合に有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成１８年法律第４９号）第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章　公告の方法

(公告の方法)
第42条　この法人の公告は、電子公告により行う。
2　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、佐賀県において発行する佐賀新聞に掲載する方法による。

第10章　補則

(委任)
第43条　法令及びこの定款に定めるもののほか、この定款の施行に関して必要な事項及びこの法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附　則

1　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する整備法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

2　この法人の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事　江口雅昭、古川順一郎、眞﨑愼治、山中豊、楊栄治、黒木寛、山中寛人、小池修、秀島俊英

監事　藤吉久夫、中村充

3　この法人の最初の会長（代表理事）は、次に掲げる者とする。

佐賀県佐賀市北川副町大字光法９６５番地１　江口雅昭

4　整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第 35 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。